

# 懲戒に関する細則

昭和 47 年 4 月 21 日

改正 昭和 47 年 6 月 28 日 平成 5 年 4 月 1 日

平成 13 年 4 月 1 日 平成 15 年 11 月 26 日

平成 17 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は学則第 61 条、第 62 条の適正な運用を図ることを目的とする。

(秩序違反の解釈)

第 2 条 次の行為等をなした者は、大学の秩序を乱したものとみなす。

- (1) 授業並びに学内行事への出席、退出を妨げる行為
  - ① 教場並びにそれへの進路に立ちふさがり、あるいは座り込み等をして、教職員並びに学生の入退場を妨げる行為
  - ② 大学構内において、ピケットライン等を張って教職員並びに学生の授業、学内行事への出席、退出を妨げる行為
- (2) 授業並びに学内行事の進行を妨げる行為
  - ① 授業並びに学内行事に必要な施設設備を占拠、あるいは使用不能にし、その進行を妨げる行為
  - ② 討論、質問、意見の開陳等に名を借りて授業並びに学内行事の進行を妨げる行為
  - ③ 授業並びに学内行事の進行に必要な静穏を妨げる行為
- (3) 研究、教育、事務等の学内業務を妨げる行為
  - ① 交渉などと称して教職員に面会を強請、追隨し、あるいは教職員の意に反することを強要する行為
  - ② 示威又は威嚇によって教職員等の業務を妨げる行為
  - ③ 交渉などと称して教職員等を監禁し、その行動の自由を妨げる行為
- (4) 大学施設の管理運営を妨げる行為
  - ① 大学の管理に属する施設を無断使用し、あるいは破壊する行為
  - ② 大学の管理に属する施設をバリケード等によって封鎖あるいは占拠して、その管理運営を妨げる行為
- (5) 生命身体の安全を妨げる行為
  - ① 教職員並びに学生の生命身体の安全を妨げる行為
  - ② ヘルメット等を着用し、又はゲバ棒その他凶器を携帯し、あるいは使用して示唆又は威嚇する行為
- (6) 試験における不正行為
- (7) 個人情報の保護に関する規程に違反する行為

- (8) 前第1号から第7号までの行為を他人に対して教唆又は幫助する行為  
(懲戒の内容)

第3条 学則第61条の懲戒の内容を次のとおり定める。

- (1) 譴責は、将来を戒め誓約書を提出させる。
- (2) 謹慎は、20日以内の日を定めて自宅において謹慎させる。
- (3) 停学は、21日以上1か年以内の日を定め、期間中は自宅において謹慎させ、その間は学生としての次の権利を停止し、又は事務の取扱いをしない。
  - ① 在学証明書以外の証明書の請求
  - ② 大学構内及び大学学寮内の立入り
  - ③ 奨学金関係の事務取扱い
- (4) 退学は懲戒退学とする。
- (5) 懲戒の期間は告示の日から起算する。

(懲戒手続き)

第4条 学生の懲戒手続きを次のとおり定める。

- (1) 教職員は、学生に秩序違反と認むべき行為を発見し、又はその旨の通報を受けたときは、速やかに学生支援部長に報告しなければならない。
- (2) 学生支援部長は、その旨を学長に報告し、学長は、その当該事件に関する事実の調査を学生生活委員会に委嘱する。
- (3) 学生生活委員会は、事実の調査を行い、その結果を学長に報告する。
- (4) 学生生活委員会の意見が学生を懲戒に処するべき趣旨であるときは、学長は、これを教授会に諮る。
- (5) 学生生活委員会は、当該事件の調査並びに審査を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。
- (6) 学生を懲戒に付するを相当とするときは、事前に本人に弁明の機会を与えなければならない。ただし、相当の理由がある場合はこの限りでない。
- (7) 学長は、学生生活委員会の報告に基づき処分を決定する。
- (8) 学長は、懲戒につき主文及びその理由を付した通告書を作成し、これを本人並びに正保証人に送付しなければならない。
- (9) 懲戒処分の期間中の指導連絡には学生生活担当者があたる。

(懲戒処分の解除手続き)

第5条 学生の懲戒処分解除の手続きは次のとおり定める。

- (1) 学生生活委員会は、本人に特に改悛の情ありと認められた場合には、意見書を作成し、学長に具申する。
- (2) 学長は、この意見書を教授会に諮る。
- (3) 教授会は、これを議し、その結果を学長に報告する。

- (4) 懲戒を解除する場合、学長は、本人並びに正保証人の出席を求め、本人の誓約書を提出させたうえで懲戒の処分解除通告書を交付するものとする。

第6条 この細則は、大学院学則第68条に定める懲戒事項にも準用するものとする。

第7条 この細則の改廃は、学長が行う。

附 則

この細則は、昭和47年4月21日から施行する。

附 則

この細則は、昭和47年6月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月1日から施行する。